



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

1293	令和2年度遠隔地居住滞納者に対する調査業務委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(税務課).....	1
1294	指定障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課).....	3
1295	特定農業用ため池の指定	(農業農村整備課).....	3
1296	保安林の指定施業要件変更予定	(森林整備課).....	4
1297	〃	( 〃 ).....	5
1298	保安林の指定施業要件変更予定に係る通知の相手方の所在の不明	( 〃 ).....	5
1299	保安林の指定施業要件の変更	( 〃 ).....	6
1300	公共測量の実施	(技術調査課).....	6
1301	和歌山県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例による重点調整区域の指定の解除	(港湾空港振興課).....	6
1302	港湾法による放置等禁止区域の指定	( 〃 ).....	7

### ○ 正誤

	令和2年5月19日付け和歌山県報第107号教育委員会規則中		..... 7
--	-------------------------------	--	---------

## 告 示

### 和歌山県告示第1293号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、令和2年度遠隔地居住滞納者に対する調査業務委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

令和2年10月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

#### 1 一般競争入札に付する業務の名称及び契約期間

##### (1) 業務の名称

令和2年度遠隔地居住滞納者に対する調査業務委託

##### (2) 契約期間

契約締結日から令和3年3月31日（水）まで

#### 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格事項

この一般競争入札に参加することができる者は、令和2年10月9日（金）現在において、次の要件を満たしている者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する入札参加資格を停止されていない者であること。
- (4) 国税及び県税に未納がない者であること。
- (5) 次のア又はイのいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴

力団若しくはその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営している者又は暴力団等が経営に実質的に関与している者

イ 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与を行っている者

(6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(7) 入札公告の日から過去5年の間に、当該一般競争入札に付する業務と同種の契約実績を有する者であること。

(8) 債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年法律第126号）第3条に規定する法務大臣の許可を受け、かつ、同法第12条ただし書に規定する法務大臣の承認を受けている者であること。

(9) 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）第2条第3項に規定する探偵業者であること。

(10) 全国的な規模で支店又は支社を有する者であること。

### 3 一般競争入札資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。ただし、資格審査申請時点で現に有効な和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格決定通知書を交付されている者にあつては、当該通知書の写しを提出することにより、次のイ、ウ、オ、カ（イ）、キ及びクに掲げる申請書類に代えることができる。

ア 一般競争入札参加資格審査申請書

イ 登記事項証明書（提出日において発行後3か月を経過していないもの）

ウ 印鑑証明書（提出日において発行後3か月を経過していないもの）

エ 使用印鑑届

オ 直近2年分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書の写し）

カ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書（提出日において発行後3か月を経過していないもの）

（ア）法人税並びに消費税及び地方消費税

（イ）県内に本店、支店その他の事業所を有する者にあつては、和歌山県が課する税（延滞金等を含む。）全税目

キ 役員等に関する調書

ク 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

ケ 誓約書

コ 2の（7）に規定する契約実績を証する書類の写し及びその業務内容の分かる仕様書等の資料

サ 2の（8）から（10）までの事実を確認できる書類の写し

(2) (1) のア、エ、キ、ク及びケに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、令和2年10月9日（金）から同月26日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(3) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、令和2年10月20日（火）午後5時30分までの間に和歌山県総務部総務管理局税務課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

### 4 一般競争入札資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

(1) 令和2年10月9日（金）から同月26日（月）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

(2) 郵送により一般競争入札資格審査申請書類を提出する場合は、書留郵便で令和2年10月26日（月）午

後1時まで、和歌山県総務部総務管理局税務課へ必着させること。

5 一般競争入札資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県総務部総務管理局税務課

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁本館2階

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2183

ファクシミリ番号 073-423-1192

電子メールアドレス e0105001@pref.wakayama.lg.jp

6 一般競争入札資格審査の結果の通知

一般競争入札資格審査申請者には、一般競争入札参加資格結果通知書を令和2年10月29日（木）までに郵送により送付する。

7 一般競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対し、その理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明は、一般競争入札参加資格結果通知書による通知を受けた日の翌日から起算して10日（県の休日を除く。）以内に、書面により求めるものとする。
- (3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対しては、当該書面の提出を受けた日の翌日から起算して3日（県の休日を除く。）以内に書面により回答するものとする。
- (5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第1294号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和2年10月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3012000 315	くらし	御坊市岩内1036番地13	居宅介護 重度訪問介護	特定なし	株式会社コーシア	御坊市岩内1036番地13	令和 2.10.1

和歌山県告示第1295号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）第7条第1項の規定により、次のとおり特定農業用ため池を指定したので、同条第3項の規定により公示する。

令和2年10月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

名称	所在地	指定年月日
藤谷池	日高郡日高町大字萩原字藤谷266	令和2年10月9日
清浄池	日高郡日高町大字小中字清水1325-1	令和2年10月9日
いもり池	日高郡日高町大字志賀字別当谷812-1	令和2年10月9日
東谷通り池	日高郡日高町大字志賀字東谷通り143	令和2年10月9日
大谷池1号（志賀）	日高郡日高町大字志賀字大谷269	令和2年10月9日

大谷池2号（志賀）	日高郡日高町大字志賀字大谷233-5	令和2年10月9日
柳谷池1号	日高郡日高町大字阿尾字柳谷1731-1	令和2年10月9日
立岩池2号	日高郡日高町大字萩原字立岩1	令和2年10月9日
戸津井坂池	日高郡由良町大字衣奈字戸津井坂131-2	令和2年10月9日
上衣奈代池	日高郡由良町大字衣奈字上衣奈代1006-2	令和2年10月9日
御影池	日高郡由良町大字衣奈字上衣奈代1003-2	令和2年10月9日
真谷池	日高郡由良町大字里字真谷982-1	令和2年10月9日
森口池	日高郡由良町大字畑字雨司1406-4	令和2年10月9日
黒栖谷池（下）	日高郡みなべ町晩稲字上崩坂909	令和2年10月9日
八重谷池	日高郡みなべ町東本庄字上谷1321-2	令和2年10月9日
中村池	日高郡みなべ町熊瀬川字庄田592-2	令和2年10月9日
小ヶ畑池	日高郡みなべ町高野字小ヶ畑1171-2	令和2年10月9日
後谷池	日高郡みなべ町高野字猿谷垣内1220-1	令和2年10月9日
小池	日高郡みなべ町高野字小田370-1	令和2年10月9日
大池	日高郡みなべ町高野字松山谷口381-2	令和2年10月9日
ヨジロ池	日高郡みなべ町土井字畑ノ口172-2	令和2年10月9日
後呂谷池	日高郡みなべ町土井字後谷359-2	令和2年10月9日
風呂之谷池	日高郡みなべ町土井字風呂ノ本218-2	令和2年10月9日
広野池	日高郡みなべ町広野字上通り183-2	令和2年10月9日
下角第2池	日高郡みなべ町清川字下阿津3146-2	令和2年10月9日
小森池	日高郡みなべ町清川字上小森1149-2	令和2年10月9日
新池	日高郡みなべ町南道字小山田186-1	令和2年10月9日
矢谷池	日高郡みなべ町芝字矢谷861	令和2年10月9日
芝池	日高郡みなべ町芝字岡919-2	令和2年10月9日
千里池	日高郡みなべ町山内字千里谷口225-1	令和2年10月9日
大谷池	日高郡日高川町大字千津川字加納原4089	令和2年10月9日
新池（土生）	日高郡日高川町大字土生字笹尾244	令和2年10月9日
弥谷池	日高郡日高川町大字小熊字弥谷3221、3222-2	令和2年10月9日
打谷5号池	日高郡日高川町大字玄子字打谷273-1	令和2年10月9日
中西池	日高郡日高川町大字三百瀬字蜻蛉1116	令和2年10月9日
久恵田池	日高郡日高川町大字三百瀬字久恵田1083	令和2年10月9日
大池（三百瀬）	日高郡日高川町大字三百瀬字庵ノ平1140-2、1140-3	令和2年10月9日
新池（三百瀬）	日高郡日高川町大字三百瀬字大谷1174	令和2年10月9日
小池（三百瀬）	日高郡日高川町大字三百瀬字松ノ本844	令和2年10月9日
神ノ川池	日高郡日高川町大字山野字鴨井田788	令和2年10月9日
一橋池	日高郡日高川町大字江川字一ッ橋777-2	令和2年10月9日
岡本池	日高郡日高川町大字船津字岩坂1827-1	令和2年10月9日
新田池	日高郡日高川町大字高津尾字下平1116-2	令和2年10月9日
加世谷池	日高郡日高川町大字高津尾字羽根田925-2	令和2年10月9日
打尾ため池	日高郡日高川町大字皆瀬字打尾725-1	令和2年10月9日
竿本ため池	日高郡日高川町大字熊野川字竿本875-1	令和2年10月9日

## 和歌山県告示第1296号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

令和2年10月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 紀の川市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

## 3 変更後の指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び那賀振興局農林水産振興部林務課並びに紀の川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 和歌山県告示第1297号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

令和2年10月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 水源の<sup>かん</sup>涵養

## 3 変更後の指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 和歌山県告示第1298号

令和2年和歌山県告示第1133号（以下「告示第1133号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を有田川町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和2年10月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 所在が不分明である通知の相手方

稲垣治

岩見榮長

岡本芳清

栗林良生

小西鑑爾

二澤太郎

馬場茂隆

廣田茂夫

堀川寧子

- 2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第1133号のとおり

#### 和歌山県告示第1299号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和2年10月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の<sup>かん</sup>涵養
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
- 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 和歌山県告示第1300号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき和歌山地方法務局長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和2年10月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（不動産登記法第14条第1項地図作成）
- 2 作業期間 令和2年12月1日から令和3年2月26日まで
- 3 作業地域 和歌山市紀三井寺、三葛、中島及び小雑賀の各一部

#### 和歌山県告示第1301号

和歌山県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例（平成20年和歌山県条例第22号）第8条第4項の規定により、次のとおり重点調整区域の指定を解除し、令和2年11月1日から適用することとしたので、同条第5項の規定により準用する同条第2項の規定により公示する。

令和2年10月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

重点調整区域の指定を解除する区域

平成20年和歌山県告示第1586号（和歌山県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例による重点調整区域の指定）で公示した和歌山下津港有田地区の港湾区域内の重点調整区域のうち、別図に示す区域

なお、別図は省略し、その図面を和歌山県県土整備部港湾空港局港湾空港振興課及び和歌山下津港湾事務所に備え置いて縦覧に供する。

和歌山県告示第1302号

港湾法（昭和25年法律第218号）第37条の11第1項の規定により、放置等禁止区域（港湾区域、港湾隣接地域又は臨港地区のうち、港湾の開発、利用及び保全上特に必要があると認める区域をいう。以下同じ。）及び当該放置等禁止区域における放置等禁止物件（みだりに、捨て、又は放置してはならない船舶その他の物件をいう。以下同じ。）を、次のとおり指定し、令和2年11月1日から適用することとしたので、同条第2項の規定により公示する。

令和2年10月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 放置等禁止区域に指定する区域

和歌山下津港有田地区の港湾区域のうち、別図に示す区域

なお、別図は省略し、その図面を和歌山県県土整備部港湾空港振興課及び和歌山下津港湾事務所に備え置いて縦覧に供する。

2 放置等禁止物件に指定する物件

船舶（第1号から第6号までに掲げるものを除く。）及びその係留の用に供する工作物

- (1) 国又は地方公共団体の所有する船舶
- (2) 漁船法（昭和25年法律第178号）第2条第1項に規定する漁船
- (3) 専ら海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶
- (4) 専ら港湾運送事業法（昭和26年法律第161号）第2条第2項に規定する港湾運送事業の用に供する船舶
- (5) 専ら内航海運業法（昭和27年法律第151号）第2条第2項に規定する内航海運業の用に供する船舶
- (6) しゅんせつ船その他の作業船

正 誤

正 誤

令和2年5月19日付け和歌山県報第107号教育委員会規則中

ページ	誤	正
1	和歌山県規則第24号	和歌山県教育委員会規則第24号
3	2 第5条第4項の規定は、前項の審査について準用する。	2 第5条第4項の規定は、前項の審査について準用する。
6	「返還義務履行について」	「返済義務履行について」